

News Release

平成 23 年 8 月 8 日
消 費 者 庁

「食品と放射能」の問題に関する消費者庁の取組について

「食品と放射能」の問題に関する消費者庁の取組について、別紙 1 のとおりまとめましたのでお知らせします。

また、消費者への分かりやすい情報提供の一環として、「牛肉の安全確保を確立するための仕組み」について、別紙 2 のとおり、公表されている関連資料を基に消費者庁においてまとめました。

本件に関する問い合わせ先

消費者庁消費者政策課 佐藤、小長谷、高橋

TEL : 03(3507)9185 (直通)

「食品と放射能」の問題に関する消費者庁の取組

平成23年8月8日

消費者庁

7月28日以降、新たに3県の牛肉について出荷制限が指示され、さらに、8月4日、原子力災害対策本部において「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改定されて、放射性物質の検査対象に牛肉及び米が追加された。

あらためて、消費者庁は、消費者の目線に立って食の安全・安心を確保するため、関係省庁、地方自治体及び(独)国民生活センターと連携しつつ、以下の措置を講じる。

1. 消費サイドでの地方自治体における放射性物質検査体制の整備

食品と放射能問題の全国的な広がりを踏まえ、生産・出荷サイドだけではなく、消費者の身近なところで地方自治体が食品等の放射性物質を測定する取組を支援する。

(1) (独)国民生活センターの運営費交付金による支援(10月以降実施予定)

(独)国民生活センターを通じて、都道府県、市区町村に対し、放射性物質検査機器の貸与、検査方法の研修等を行う。

(2) 「地方消費者行政活性化基金」の活用による支援(現行制度で可能)

以下の取組に「地方消費者行政活性化基金」の活用を推奨

- ① 放射性物質検査機器の整備
- ② 検査の委託
- ③ 検査等を行う専門家の活用
- ④ 専門図書・資料等の購入
- ⑤ 自治体職員等への教育研修
- ⑥ 消費者への適切な情報提供・啓発

※ (独)国民生活センターによる支援により検査機器を確保し、「地方消費者行政活性化基金」の活用により検査の委託や専門家の採用を行うなど、上記(1)(2)を相互補完的に併用することも可能。

※ PIO-NET等の活用、消費者行政ブロック会議(都道府県及び政令指定市の消費者行政担当部局と消費者庁の会議)等の開催を通じ、地方自治体との一層の情報共有を図る。

2. 消費者への分かりやすい情報提供

- (1) ホームページに特設ページを設け、野菜も含め、暫定規制値を超える放射性ヨウ素や放射性セシウムが検出された食品について、出荷制限や摂取制限の対象品目、当該食品が生産された地域、制限を受けた日付、当該制限が解除された日付等を情報発信している。
- (2) 「食品と放射能Q & A」の冊子を作成し、食品の安全と放射能に関し、消費者が疑問や不安に思っていることを分かりやすく説明している。
- (3) 牛については、放射性物質が含まれた稲わらを給与された可能性があり、既に流通している牛の個体識別番号等を特設ページに掲示し、その牛肉の検査が実施済みかどうか、検査結果が暫定規制値を上回ったかどうかについて、分かりやすく情報提供している。

3. 消費者とのリスクコミュニケーションの強化

○ 意見交換会（シンポジウム）の実施

消費者へのリスクコミュニケーションとして、広く消費者の参加を求め、食品と放射能をテーマに、専門家を交えた意見交換会を開催する（8月28日：横浜市、29日：さいたま市）。また、これを踏まえ、さらに全国の消費者に情報を発信していく。

牛肉の安全確保を確立するための仕組み（平成23年8月8日）

別紙2

出荷制限が設定された4県

	福島県	宮城県	岩手県	栃木県
出荷自粛	7/8 南相馬市 7/14 県全域	7/19※	7/20※	7/21 *
出荷制限	7/19	7/28	8/1	8/2

※原発事故後の稲わらを給与された牛
* 暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された肉の牛

	福島県	宮城県	岩手県	栃木県
出荷自粛前に 出荷された頭数	850	1,160	352	14 ※

汚染稲わらを給与された肉牛の出荷頭数

山形県98頭 新潟県118頭
静岡県148頭 三重県68頭
秋田県10頭 岐阜県170頭
北海道15頭 茨城県78頭
群馬県13頭 埼玉県2頭
⇒ 合計719頭（8月8日現在） ※

左記以外の全ての牛

飼料の徹底管理による安全の確保

飼養管理の緊急立入調査
（福島県7/11～、他県は7/19）

特に指示する区域等の全頭検査
その他の地域での全戸検査

出荷制限の解除

問題のない牛肉のみが出荷

汚染稲わらを
給与された肉牛の肉

トレーサビリティ制度を活用した調査
（個別識別番号の公開）

汚染稲わらを
給与された肉牛の肉

消費者、小売店、流通業者等、誰でも個別識別番号により、
汚染牛の特定が可能

⇒ 検査のための検体確保への協力を要請

※ これらの牛の個別識別番号リストは、放射性物質に関する肉の検査結果を含め、消費者庁HPで閲覧できます。

保健所で
検査用検体受付

暫定規制値を
下回るもの

暫定規制値を
上回るもの

消費可能

回収

買い上げ・処分
（8/5農水省公表）